市制度融資の限度額及び利率の改正について

経済部商工労働課

中小企業金融円滑化法の終了を踏まえ、中小企業の経営安定化に必要な資金融資を支援するため、市制度融資における限度額及び利率の改正を図り、また、勤労者の生活の向上に必要な資金融資を支援するため、中小企業と同様に限度額及び利率の改正を図りました。

詳細につきましては、下記のとおりです。

記

1 中小企業活性化資金(運転資金) 1,500万円以内 6年以内

年利1.9%以内(特別融資利率適用は1.7%以内)

(設備資金) 3,000万円以内 8年以内

年利1.9%以内

(保証付は運転・設備ともに 0.4%下げ)

2 中小企業季節資金(夏季・年末) 1,000万円以内 6月以内

年利1.5%以内(保証付0.4%下げ)

年利2.0%以内

※ 部分改正箇所

※小口資金・勤労者住宅資金について、改正はありません。